

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ひらせいホームセンター村上店
所在地 村上市村上牛沢21
設置者 株式会社高建 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社ワークマン
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から翌午前0時00分
(変更後) 午前6時30分から翌午前0時00分
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・荷さばき施設7
(変更後) 24時間
- 3 変更年月日
 - (1) 令和7年10月26日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
 - (2) 令和7年2月26日
- 4 変更の理由
敷地内に建物8をテナントとして迎えるにあたり、施設の配置等に変更が伴うため
- 5 届出年月日
令和7年2月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年3月7日から令和7年7月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp